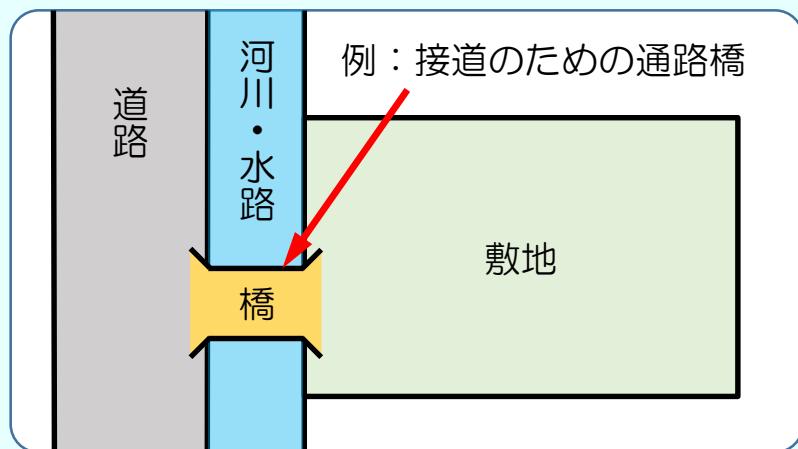


河川、水路の適正利用についてのお願い

河川や水路に**通路橋**を設置する場合は

占用許可の手続きが必要です。



市が管理する河川や水路に通路橋を設置して使用される場合は、占用許可の手続きが必要です。なお、通路橋を設置する際は、転落防止のため安全措置を講ずるようお願いいたします。詳しくは、各区の維持管理課（西区は管理調整課）にお尋ねください。

通路橋、防護柵の設置例

